

## 小規模保育事業（A型・B型）認可基準

### 1. 施設に関する基準

#### (1) 土地建物の所有形態 【A型・B型共通】

自己所有・賃貸等を問わない。ただし、賃貸の場合は、保育が安定的にできるような賃貸借期間（最低 10 年）及び契約となっていること。

#### (2) 施設形態 【A型・B型共通】

- ①保育専用施設であること。  
②居宅を併設する施設にあつては、居宅内設備の共用について下記のとおりであること。

##### （共用を認めるもの）

- ア 玄関  
イ ホール（廊下を含む）

##### （共用を認めないもの）

- ア 乳児室またはほふく室、保育室または遊戯室（以下「保育室等」という。）  
イ 調理室（調乳室を含む）  
ウ 便所  
エ 手洗い場（洗面所を含む）  
オ その他児童の適切な処遇や衛生、安全の確保に影響を与えるもの

#### (3) 2 階以上に保育室・遊戯室を設ける場合の施設建物の構造等 【A型・B型共通】

##### ① 2 階施設

- ・建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
- ・保育室等が設けられている次の表の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段
	2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
	2 待避上有効なバルコニー
	3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
	4 屋外階段

- ・保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

### ② 3階施設

- ・建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
- ・保育室等が設けられている次の表の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
	2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
	3 屋外階段

- ・上記の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からの歩行距離が30m以下となっていること
- ・調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - 1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。
  - 2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ・保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

### ③ 4階以上施設

- ・建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
- ・保育室等が設けられている次の表の欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
	2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）
	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

- ・上記の施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からの歩行距離が30m以下となっていること
- ・調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。）以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
  - 1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
  - 2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ・壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ・保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

#### (4) 施設建物の耐震基準 【A型・B型共通】

新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。（昭和56.5.31以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震診断において問題ない建物であること。または、耐震補強工事実施済みであること。）

#### (5) 保育面積 【A型・B型共通】

乳児及び1歳児1人あたり3.3㎡以上、2歳児1人あたり1.98㎡以上であること。

※保育面積は、内法面積からロッカーや手洗い等を除いた面積が有効面積となります。

#### (6) 保育室等 【A型・B型共通】

- ① 満2歳未満の乳幼児を利用させる場合には、乳児室またはほふく室を設けるとともに、乳児室内に調乳室を設けること（調理室との兼用可）。また、乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。
- ② 満2歳以上の幼児を利用させる場合には、保育室または遊戯室を設けること。
- ③ トイレ付属の手洗い設備とは別に、1か所以上保育施設内に手洗い設備を設けること。
- ④ 採光及び換気等に十分に配慮された施設建物であること。

### (7)屋外遊戯場 【A型・B型共通】

施設の敷地内に、2歳児1人あたり3.3㎡以上の屋外遊戯場を設けること。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保するのが困難な場合は、当該施設付近に屋外遊戯場に代わるべき公園、広場等(代替園庭)があること。

※代替園庭は、児童が徒歩で無理なく行ける距離とし、遊具・水飲み場・トイレ等が設置されていることが望ましい。

### (8)調理室 【A型・B型共通】

調理室または調理設備を設けること。また、保育室やトイレから区画され、安全性や衛生面で問題ないこと。

### (9)トイレ 【A型・B型共通】

幼児専用トイレ(幼児用便器を1個以上)及び職員用トイレを施設内に設置し、トイレ付属の手洗い設備を設けること。

### (10)その他 【A型・B型共通】

- ①カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては防炎処理が施されていること。
- ②消火器及び非常警報器具を設けること。
- ③保護者等が送迎等による路上駐車をしない措置を講じることが望ましい。(送迎用駐車場の設置等)

## 2 職員に関する基準

### (1)施設長 【A型・B型共通】

常勤職員で施設専任を基本とする。ただし、保育従事者と兼ねることができる。

### (2)保育従事者数 【A型・B型共通】

乳児3人に1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上とし、その算出した人数に1人を加算した人数以上とすること。これは基準上の最低必要数であるので、シフトを作成するにあたっては実際の人員配置を想定した数を考慮すること。

※算出方法

$1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/6$  (小数点第2位以下切捨て)  $+ 0 \text{歳児数} \times 1/3$  (〃)  $+ 1 \text{人} = \text{保育従事者必要数}$  (小数点第1位を四捨五入)

### (3)有資格者配置

#### 【A型】

- ①全員保育士であること。ただし、1人に限って保健師・看護師・准看護師でも可とする。
- ②保育従事者を常時複数配置とし、1/3以上は常勤職員とすること。

#### 【B型】

- ①現に保育に従事している者の2/3以上が保育士であること。ただし、保育従事者の必要数が2人の場合に限り保育士の有資格者を1/2以上とすることができる。また1人に限って保健師・看護師・准看護師でも可とする。
- ②保育従事者を常時複数配置とし、1/3以上は常勤職員とすること。
- ③保育士以外の保育従事者は、仙台市が指定する子育て支援員研修(基礎研修8時間・専門研修21時間・実習2日以上)を修了すること。

#### **(4) 調理員 【A型・B型共通】**

調理員を配置すること。ただし、保育従事者数及び有資格者配置基準を遵守したうえで、保育従事者が兼任することができる。

ただし、施設内での調理業務を全部委託する場合、連携施設（保育所、幼稚園、認定こども園。以下同じ）または給食搬入施設（同一の事業者（事業者が法人である場合は系列の法人を含む）が運営する他の小規模保育事業所、社会福祉施設または病院。以下同じ）から食事を搬入する場合にあっては、調理員を配置しないことができる。

#### **(5) 栄養士 【A型・B型共通】**

栄養士を確保し（嘱託可）、アレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を行う体制を設けること。調理員を兼ねることができる。

#### **(6) 嘱託医 【A型・B型共通】**

嘱託医を設定すること。なお、連携施設から嘱託医による健康診断等に関する支援を受ける場合は、嘱託医の設定は不要。

### **3 食事の提供 【A型・B型共通】**

- ①利用する児童に対して、食事の提供を行うこと。
- ②食事を提供するときは、原則として、施設内で調理すること。
- ③調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号厚生省雇用均等・児童家庭局長通知）の内容に留意すること。
- ④食事の提供にあたっては、円滑かつ適切に食事を提供できるよう連携施設等の栄養士に嘱託することにより、アレルギー児対応を含め、食事内容に係る相談・助言を行う体制を設けること（連携施設または給食搬入施設において食事を調理・搬入し提供する場合を除く）。その場合においては、設備運営基準第 3 2 条の 2 第 1 号から第 5 号に掲げる要件を満たすよう努めるとともに、連携施設または給食搬入施設が別の事業者が運営するものである場合は、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書等を締結すること。

### **4 健康診断等 【A型・B型共通】**

- ①利用する乳幼児に対して、入所時の健康診断及び 1 年に 2 回の定期健康診断を学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて行うこと。
- ②職員に対し、採用時及び年 1 回以上の健康診断を実施すること。
- ③職員全員に対して毎月検便を実施すること。

### **5 連携施設 【A型・B型共通】**

利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、小規模保育事業による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供できるよう、連携施設を適切に確保すること。ただし、連携施設の設定が困難な場合には、平成 31 年度までの間、連携施設を確保しないことができる。

### **6 開所日及び開所時間**

#### **(1) 開所日 【A型・B型共通】**

日曜祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除いた日

#### **(2) 開所時間 【A型・B型共通】**

基本開所時間は 1 1 時間を原則とします。

## **7 経済的基盤**

### **(1) 施設整備に必要な資金 【A型・B型共通】**

施設整備費で、自己資金や寄付金、借入金などの確保が確実なこと。また、借入金の償還財源が確保されていること。

### **(2) 運営に必要な資金 【A型・B型共通】**

小規模保育事業（A型・B型）の年間事業費の1/1.2以上の資金を普通預金、定期預金等により保有していること。

## **8 その他**

### **【A型・B型共通】**

労働基準法（昭和22年法律第49号）、健康保険法（大正11年法律第70号）その他関連する法令を遵守すること。